

補助事業の手引き 改訂履歴

改訂日	ページ数	項目	改訂前	改訂後
R2.5.14	3	4-注4	支払済み（近々に支払う予定を含む）補助対象経費の9割	支払済み経費（近々、支払い予定含む）補助対象経費×補助率×0.9
R2.5.14	6	(2) - ②	最初に迎える4月1日（令和3年4月1日）から60日以内の日を初回として、以降4年間（合計5回）	最初に迎える4月1日（令和3年4月1日）から60日以内の日を初回として、以降5年間（合計6回）
R2.5.14	8	事業化状況報告の時期	令和3年4月1日～令和8年6月30日まで	令和3年4月1日～令和8年5月31日まで
R2.5.14	24	3.専門家経費	※補助上限額を増額する場合は生産性向上に資する専門家をどのように事業計画に寄与させるのか、さらに、報告書にその結果を記載してください。	※部分、削除
R2.5.14	36	第23条	最初に迎える4月1日（令和3年4月1日）から60日以内の日を初回として、以降4年間（合計5回）	最初に迎える4月1日（令和3年4月1日）から60日以内の日を初回として、以降5年間（合計6回）
R2.5.14	114	事務局一覧	-	メールアドレスを追加